

廃水銀等の処理について

1 特別管理産業廃棄物である廃水銀等の対象

- ① 以下の特定施設において生じた廃水銀又は水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物になったものに封入されていた廃水銀又は廃水銀化合物を除く）

特定施設	廃水銀等の例
1.水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設	<ul style="list-style-type: none">水銀回収施設において水銀含有再生資源や水銀使用製品廃棄物等から回収された水銀のうち、回収した時点で廃棄物として取り扱われていなかった水銀が水銀需要の低下等により廃棄物となったもの。
2.水銀使用製品の製造の用に供する施設	<ul style="list-style-type: none">水銀使用製品の製造用に保管していた水銀又はその化合物が廃棄物となったもの製造した水銀使用製品のメンテナンスの一環として水銀を入れ替えた場合に回収された水銀が廃棄物となったもの
3.灯台の回転装置が備え付けられた施設	<ul style="list-style-type: none">レンズを浮かせる水銀槽式回転装置に入っていた水銀が廃棄物となったもの水銀槽式回転装置の補充用に保管していた水銀が廃棄物となったもの
4.水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設	<ul style="list-style-type: none">水銀が使用されている備え付けのボロシメーターで用いられた水銀が廃棄物となったもの <p>※水銀使用製品である測定機器（水銀温度計等）を有する施設は特定施設に該当しない。</p>
5.国又は地方公共団体の試験研究機関	<ul style="list-style-type: none">廃試薬^{注3}
6.大学及びその附属試験研究機関	
7.学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 ^{注1}	
8.農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	

特定施設	廃水銀等の例
9.保健所	• 廃試薬 ^{注3}
10.検疫所	
11.動物検疫所	
12.植物防疫所	
13.家畜保健衛生所	
14.検査業に属する施設 ^{注2}	
15.商品検査業に属する施設	
16.臨床検査業に属する施設	
17.犯罪鑑識施設	

注1 試験研究には、自社の工場又は事業場における製品の品質管理等は含まない。

注2 自社の工場又は事業場が排出する排出水の水質の測定のための検査を行っている場合には、検査業に該当しない。

注3 試薬としての水銀又はその化合物については、特定施設から生じたもので原体（希釀、混合等の加工が施されていないもの）とみなされるものは廃水銀等に該当するが、原体とみなせないもの（例えば、使用後の試薬を含む廃液）は従前の特別管理産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に該当する。

② 水銀若しくはその化合物が含まれているもの（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

水銀を回収する対象	廃水銀等の例
水銀若しくはその化合物が含まれているもの（一般廃棄物を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀含有再生資源から回収した廃水銀 ・水銀含有ばいじん等から回収した廃水銀 ・水銀を含む特別管理産業廃棄物から回収した廃水銀 ・廃棄物焼却施設の排ガス処理工程において回収された廃水銀 ・水銀を不純物として含む天然資源の生産施設から回収された廃水銀
水銀使用製品が産業廃棄物となったもの	<p>蛍光ランプ、水銀電池、水銀スイッチ・リレー、水銀を含む計測機器（気圧計、湿度計、圧力計、温度計、体温計、血圧計）から回収した廃水銀</p> <p>※水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は該当しない。</p>

2 廃水銀等に関する新たな措置

廃水銀等について、通常の特別管理産業廃棄物に係る措置に加え、以下の新たな措置が必要です。

項目	必要な措置
事業場内での保管	<input type="checkbox"/> 飛散、流出又は揮発防止のための措置をとること。 <input type="checkbox"/> 高温にさらされないための措置をとること。 <input type="checkbox"/> 腐食防止のために必要な措置をとること。
収集運搬	<input type="checkbox"/> 必ず運搬容器（密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいもの）に収納して収集・運搬すること。
処理（収集運搬又は処分）の委託	<input type="checkbox"/> 「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。 <input type="checkbox"/> 委託契約書に「廃水銀等」と記載すること。 <input type="checkbox"/> マニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。
中間処理	<input type="checkbox"/> 廃水銀等を埋立処分する場合、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固形化をおこなうこと（硫化・固形化したものは「廃水銀等処理物」）。
最終処分	<input type="checkbox"/> 固形化したもの（廃水銀等処理物）が、埋立判定基準（溶出試験の結果、水銀 0.005mg/L 以下）を満たさない場合 ⇒ 遮断型最終処分場で処分すること 満たす場合 ⇒ <u>追加的措置</u> をとった管理型最終処分場で処分することが可能 ① 処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置 ② 他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置 ③ 埋め立てる処理物が流出しないようにする措置 ④ 埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置

3 特別管理産業廃棄物管理責任者の配置

新たに特別管理産業廃棄物を生じることとなった事業場には、特別管理産業廃棄物管理責任者（有資格者等）を置く必要があります。